愛知医療学院大学

貸与奨学金(「夢サポート奨学金 B」) 規程

(目 的)

第1条 この規定は、愛知医療学院大学の学生で、経済的理由により、修学困難な者 に対し、学資を貸与して、学業を継続させることを目的とする。

(貸与額)

第2条 奨学金の貸与額は、1年間の授業料相当額を限度とする。 貸与期間は採用年度のみ(ただし毎年度申込可)とする。

(資格)

- 第3条 奨学生は成績・人物ともに良好な、学費援助を必要とする者でなければならない。在学中各学年1回、最大3回まで申込可能であり、日本学生支援機構との併用も可能とする。
 - 2 家計基準は日本学生支援機構第二種奨学金に準ずる。

(採用人数)

第4条 貸与奨学金の採用人数は、年間6名を限度とする。

(申請及び申請時期)

- 第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、所定の書類を キャリア支援課を通じて、学長に提出しなければならない。
 - 2 奨学金申請の時期は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 入学時に貸与奨学金を申請する者は、入学年度の4月末日までとする。
 - (2) 在学時に貸与奨学金を申請する者は、3月末日までとする。

(選抜方法)

第6条 教授会の議を経て、学長が理事長に申請し、理事会においてこれを決定する。

(借用証書)

- 第7条 奨学生として決定された者は、各年度ごとに所定の借用証書を事務長に提出 しなければならない。借用証書には、連帯保証人の連署を必要とする。
 - 2 連帯保証人は2名以上とし、学生の保護者のほか、保護者と世帯を異にし独立の生計を営む者を加えるものとする。
 - 3 連帯保証人の使用する印鑑は実印とし、印鑑証明を添付する。

(辞 退)

第8条 奨学生は、いつでも奨学金を辞退することができる。この場合、これまで支 給された奨学金の金額をできるだけ速やかに返還するものとする。

(停 止)

第9条 奨学生が休学した場合は、その期間、貸与を停止する。

(失 格)

第10条 教授会が次の理由により、奨学生として不適当と認めた場合は、奨学生と

しての資格を失うものとし、奨学金の支給を打切ることができる。この場合には、奨学生は、出来るだけ速やかに、これまで支給された奨学金を返還しなければならない。

- (1) 学則による退学又は停学の処置を受けた場合
- (2) 学生として素行が好ましくないと認められた場合
- (3) 申請書等の提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 正当な理由なく、第11条に定める届出を怠った場合

(異動)

第11条 奨学生は、在学中又は卒業後、本人又は連帯保証人について、その身分、 住所その他の異動があった場合は、その旨を届け出なければならない。

(返還義務)

第12条 この規程による奨学金は、奨学生が卒業後、返還の義務を負う。

(返還方法及び期間)

- 第13条 奨学金は、貸与を受けた者が卒業後5年以内に返還しなければならない。
 - 2 返還は、年賦又は半年賦とし、貸与金総額を返還期間内で除した金額を下ることはできない。また、いつでも繰り上げて返還することができる。
 - 3 返還に都合のよい月を、年賦の場合は一つ、半年賦の場合は二つ指定し、指定 月の月末までに指定する預金口座に振り込むものとする。

(返還猶予又は免除)

第14条 貸与を受けた者の死亡、廃疾あるいは災害等やむを得ない事由によって返還が著しく困難な場合は、これを証明するに足る書類を添付し、連帯保証人が連署の上願い出るものとする。教授会は、これに基づき審査を行ない返還を猶予又は免除することができる。

(返還の督促)

第15条 貸与金の返還が2月以上延滞している場合は、奨学生及び連帯保証人に対 し返還を督促するものとする。

(返還の法的手続)

第16条 第15条の手続きによっても、なお、その返還が滞る場合には、民事訴訟 法に定める手続きを行うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会にて決定する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。